

倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年10月13日(水) 午前10時00分から午前10時23分

2 開催場所 倉敷市西中新田640番地
倉敷市役所 7階701会議室

3 出席委員 22人

会 長 1番 吉田 幸夫 委員

会長代理 5番 田邊 洋樹 委員

会長代理 21番 白神 勇 委員

委 員

2番 香西 英雄 委員 3番 中野 恒夫 委員 4番 松本 一夫 委員

7番 山本 義弘 委員 9番 野口 國治 委員 10番 安田 公彦 委員

11番 高橋 英和 委員 12番 藤原 正美 委員 13番 難波 明朗 委員

14番 平井 正敏 委員 15番 中西 公仁 委員 16番 藤原 安信 委員

17番 矢野 秀典 委員 18番 片岡 泰助 委員 19番 石井 雄一 委員

20番 出口 哲士 委員 22番 井上 保邦 委員 23番 難波 朋裕 委員

24番 小山 智子 委員

4 欠席委員 2人

6番 武本 章吾 委員 8番 山地 康弘 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 農地法第5条の規定による届出の取り止めについて

追加議案第1号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局副参事 吉井 正二 事務局課長主幹 富山 典子 事務局主幹 中村 英樹
事務局主幹 塩見 雅子 事務局主任 小山 八穂子 事務局主任 大橋 浩直

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

	(開会 午前10時00分)
事務局 吉井副参事	皆様おはようございます。 定刻になりましたので、ただ今から10月の総会を始めたいと思います。 総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、吉田会長、議事進行をよろしくお願いします。
吉田会長 (以下「議長」)	ただ今から、令和3年10月の総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は22名です。 在任する委員24名の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。 皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。 それでは、これより議事に入ります。 まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。 倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
各委員	【異議なしの声】
議長	それでは、議席番号14番平井正敏委員と議席番号15番中西公仁委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の中村主幹と塩見主幹を指名いたします。 以上で議事日程第1を終わります。 続きまして、議案審議に入ります。 総会議案の1頁をお開きください。 議事日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】 小山です。それでは議案の説明をさせていただきます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から4頁にかけて14件の申請がありました。 権利の種類の内訳は、所有権移転が10件、貸借権設定が4件です。 それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。 【議案第1号、1番から14番について調査票をもとに説明】 今回は、特に問題となるような案件はございませんでした。 このたびの案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、すべての案件について異議なく許可、とのことでした。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の14件ですが、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員	【異議なしの声】
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第1号の、1番から14番について、許可、と決定いたします。</p> <p>続きまして、5頁をご覧ください。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】</p> <p>中村です。説明させていただきます。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、5頁に3件の申請がございました。</p> <p>次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p>【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>今回申請のありました3件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた3件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>この3件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明がありましたが、農地法第4条の規定による許可申請の3件とも許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。</p>
各委員	【異議なしの声】
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1番から3番について許可、と決定します。</p> <p>続きまして、6頁をご覧ください。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】</p> <p>中村です。説明させていただきます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、6頁から10頁にかけて21件の申請がございました。</p> <p>次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p>【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>まず、1番についてですが、転用目的は、分家住宅を建築するものですが、申請人が将来、担い手として農業を引き継いでいく見込みについて疑義が生じていたため、前回保留になっていました。しかしその後、申請人から上申書が提出され、転用居住後は現在農作業を委託している知人の協力を得て、自らも営農していく旨の内容が記されておりました。</p> <p>この件につきまして、倉敷東地区協議会でご審議いただきましたが、将来的に農業を引き継いでいく意思が確認できたため、許可意見とのことでした。</p>

	<p>次に、9頁の16番についてですが、令和3年9月21日付けで申請がありました が、令和3年9月30日に取り下げ書が提出されました。</p> <p>その他の19件につきましては、特に問題はございませんでした。</p> <p>以上により、今回申請のありました21件について、16番は取り下げ、その他の 20件は許可意見とのことでした。</p> <p>許可意見とされた20件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農 地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>この20件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どお り施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明がありました、農地法第5条の規定による許可申請の16番は取下 げ、ほか20件は許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声】</p>
議 長	<p>異議なしということですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許 可申請について」の16番は取下げ、1番から15番及び17番から21番について 許可、と決定します。</p> <p>続きまして、11頁をご覧ください。</p> <p>議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明】</p> <p>塩見でございます。それではご説明させていただきます。</p> <p>議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、11頁から13頁 にかけて19件の計画が、農業委員会に提出されました。</p> <p>利用権の権利の種類の内訳でございますが、賃貸借が10件、使用貸借が9件で ございます。</p> <p>また、利用期間につきましては更新が6件、更新切れを含む新規13件でございま す。</p> <p>今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構によるものが 4件、その他は個人でございます。</p> <p>借り手は耕作に必要な面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保さ れ、必要な農機具も所有しており、書類上の不備もございませんでした。</p> <p>なお、12頁11番・12番は桃の研修ほ場でございます。</p> <p>議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各 要件を満たすものとして、19件とも承認が相当と判断いたします。</p> <p>各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でした。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、農業経営基盤 強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、 皆さんご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声】</p>

議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第4号は、全件承認といたします。続きまして、14頁をご覧ください。 議案第5号「倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任について」です。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第5号 倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任についての説明】 塩見でございます。それではご説明いたします。 議案第5号「倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任について」でございます。</p> <p>提案理由でございますが、倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員より辞任届が提出されたため、農業委員会等に関する法律第23条の規定により、農業委員会の同意を求めるものでございます。</p> <p>辞任届出者は石井弘志推進委員、辞任理由は健康上の理由によるものでございまして、辞任届提出日は令和3年9月10日でございます。</p> <p>農業委員会等に関する法律第23条の規定では「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。」とされております。農業委員会の同意とは、農業委員会総会の議決によるものとされていることから、ご審議をお願いするものでございます。</p> <p>ご承認いただけましたら、本日の総会の日をもって辞任となります。 また、このことにより倉敷東地区の推進委員が1名欠員となります。 欠員となった場合の補充につきましては、倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第12条第1項の規定に「農業委員会は、解嘱、失職、辞任等により推進委員に欠員が生じた場合は、この規則に定めるところにより、速やかに補充に努めるものとする。」とされております。</p> <p>事務局といたしましては、当該区域の業務に支障をきたすことがないように、速やかに募集したいと考えております。 募集期間は10月14日(木)から11月8日(月)までとし、周知は農業委員会ホームページ、事務局窓口へのチラシ設置、掲示板への掲示及びJAの店舗へのチラシ設置を予定しております。 事務局からの説明は以上でございます。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありましたが、議案第5号につきましては、同意することに皆さん、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第5号について同意とします。 審議案件は以上です。ここからは、報告案件です。 報告第1号から、報告第5号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【報告第1号から第5号について報告・説明】 塩見です。報告いたします。 15頁をお開きください。 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、15頁から21頁にかけて18件の届出がありました。 本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでご</p>

ざいます。
次に22頁をお開きください。
報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分報告について」でございしますが、22頁から23頁にかけて9件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。
次に24頁をお開きください。
報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分報告について」でございしますが、24頁から32頁にかけて42件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。
次に33頁をお開きください。
報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございしますが33頁に6件の通知が農業委員会に提出されました。
以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可を要しない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の委員さんにご確認いただき、事務局長専決で事務処理を完了しております。
次に34頁をお開きください。
報告第5号「農地法第5条の規定による届出の取り止めについて」でございしますが、34頁に1件の取り止め届が農業委員会に提出されました。
報告案件については以上です。
ご確認のうえ、ご了承をお願いします。

議長 事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、何かご質問がありますか。

各委員 【質問なしの声】

議長 ご質問がないようですので、報告第1号から報告第5号については、すべて確認、了承いただきました。
次に追加議案をご覧ください。
追加議案第1号「農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出について」を議題とします。追加議案をご覧ください。
これについて、事務局から説明をお願いします。

事務局 富山でございします。それではご説明させていただきます。
お手元に配付しております追加議案第1号の「農地等利用最適化推進施策に関する意見書(案)」をご覧ください。
この意見書は、JA晴れの国岡山が公表した令和3年産の米の概算金価格が、主要銘柄の1等米で前年対比30%減の過去最大級の下げ幅となったことについて、早急に米価下落に対する対策を講じることを要望するものです。
まずは倉敷市長へこの意見書を提出し、あわせて、岡山県農業会議へ報告させていただきたいと考えています。報告したこの意見は、岡山県農業会議や上部団体の全国農業会議所が政策提案として、県や国の施策予算へ反映するよう要望を行うことになります。
なお、各地区協議会で、ご審議いただきましたが、異議なしとのご意見でした。
事務局からの説明は以上でございします。意見書(案)の内容をご確認いただき、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長	事務局から説明がありましたが、追加議案第1号「農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出について」承認することに、ご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、追加議案第1号を承認することを決定します。 以上で、すべての議案審議、報告が終わりました。 事務局から何かありますか。
吉井副参事	【事務局から連絡事項を伝える】 事務局から連絡事項をお伝えします。 (次回総会の日程案内など連絡) 以上です。
議 長	ありがとうございました。 皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。 皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。 次回総会は11月10日(水)です。 ご出席のほど、よろしくお願いいたします。 それでは、これにて散会いたします。 (閉会 午前10時23分)

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和3年10月13日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員